

議案第31号

損害賠償請求権に係る和解について

最高裁判所平成10年（行ツ）第278号事件判決（平成14年9月10日確定）で認容された損害賠償請求権について、別紙のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

天理市長 並 河 健

和解条項（案）

債権者天理市を甲、債務者[]を乙、乙親族代表者[]を丙として、甲、乙及び丙は、甲の乙に対する損害賠償請求事件（以下「本件」という。第一審：奈良地方裁判所平成4年（行ウ）第5号・第14号事件、平成7年7月19日判決。控訴審：大阪高等裁判所平成7年（行コ）第53号・第54号事件、平成10年7月28日判決。上告審：最高裁判所平成10年（行ツ）278号事件、平成14年9月10日判決。左記各判決を経て確定した債務を「本件債務」という。）について、以下のとおり合意する。

第1条 甲及び乙は、乙が令和2年3月18日時点で、甲に対し、本件債務として732,186,221円の支払義務を負っていることを確認する。

第2条 丙は、乙が無資力であるため、甲に対し、乙に代わって本件債務の一部の支払として13,000,000円を令和2年4月30日までに支払う。

第3条 甲は、丙が前条の支払を遅滞なく履行したときは、本件債務から前条の金員を控除した残額の請求権を放棄するため、天理市議会に権利放棄の議案を提出する。

第4条 甲は、前条の議案が天理市議会で否決されたときは、丙に対し、本和解条項に従って丙から受領した金員を返還する。

第5条 甲、乙及び丙は、本件に関し、甲乙丙間に本和解条項に定める他何らの債権債務のないことを確認する。